

学長の解任手続きに係る外部委任に関する細則

(令和3年4月2日学長選考会議議長裁定)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人旭川医科大学学長解任規程（平成17年旭医大達第35号。以下「解任規程」という。）第9条の規定に基づき、学長の解任審査等の外部委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手続きの外部委任)

第2条 国立大学法人旭川医科大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）議長は、解任規程における、学長選考会議が行う学長の解任審査等に係る渉外対応、法的助言等の法律事務について、外部の弁護士に委任することができる。

附 則

この細則は、令和3年4月2日から施行する。

【制定理由】

学長の解任審査等の外部委任について、必要な事項を定めるものである。